

食安監発第0111004号
平成20年1月11日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課長
(公 印 省 略)

輸入手続を停止している施設から輸入される米国産牛肉等の取扱いについて

下記施設から輸出された牛肉（臄）については、平成19年10月17日に米国農務省発行の衛生証明書に記載のないものが混入していたことが確認されたことから、下記施設からの輸入手続の保留を行っていたところです。

今般、この事例に関して、米国農務省から提出された原因究明及び改善措置に係る調査報告書を踏まえ、下記施設から出荷された牛肉等の輸入手続きを再開することとしましたので、検疫所における現場検査等の結果に問題がない場合には、輸入届出済証を交付するようお願いします。

また、下記処理施設において処理され、かつ下記出荷施設より出荷される牛肉等（平成20年1月10日以前に衛生証明書が発行されたものに限る）については、全箱について、輸入者による外装の表示内容及び当該貨物の衛生証明書との同一性の確認を行い、その結果を報告するよう指導願います。

なお、平成20年1月11日以降に衛生証明書が発行されたものについては、従来通り、平成19年6月13日付け食安監発第0613001号に基づいて取り扱うこととすることを申し添える。

記

処理施設名：カーギル社ドッジシティー工場（施設番号86K）
出荷施設名：ミラード冷蔵サービス社（施設番号3610）